

徳島県告示第五百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年八月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
医療法人敬和会	小松島市坂野町字平田一八番地の二	デイサービスセンターなごみ	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地一〇〇番地の一	通所介護	令和二年八月一日
徳島健康生活協同組合	徳島市下助任町四丁目九番地	健生阿南デイサービスセンター	同 津乃峰町新浜一三二	同	同
さくら合同会社	阿波市吉野町西条字大西一三二番地一	リハビリセンターさくら	阿波市吉野町西条字大西一三二番地一	同	同
株式会社エーシングアシスト	徳島市住吉一丁目四番三三三号	福祉用具の店マザー	徳島市両国本町二丁目一六	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	同